

# ■ 個人情報保護制度の運用状況 ■

## 【 個人情報保護制度 】

### 第1 個人情報保護制度のあらまし

#### 1 個人情報保護制度の目的

個人情報の適正な取扱いの確保に関する基本的事項を定めるとともに、市の実施機関が保有する個人情報の開示、訂正及び利用停止を求める権利を明らかにすることによって、個人の権利利益の保護を目的として、平成17年4月1日から、淡路市個人情報保護条例（平成17年淡路市条例第16号。以下「条例」という。）を施行し、個人情報保護制度を実施しています。

#### 2 個人情報保護制度の概要

##### (1) 個人情報

個人情報とは、個人に関する情報であつて、氏名、生年月日その他の記述等によって、特定の個人が識別され得るもの及び個人識別符号が含まれるものをいいます。ただし、法人その他の団体に関する情報に含まれる法人その他の団体の役員に関する情報（法人その他の団体の機関としての情報に限る。）を除きます。

##### (2) 実施機関が取り扱う個人情報の保護

###### ア 実施機関

実施機関は、市長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会及び議会の7機関です。

###### イ 収集の制限

(ア) 個人情報を収集するときは、収集目的を明確にし、その目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により収集します。

(イ) 次に掲げる個人情報については、原則として収集を禁止しています。

a 思想、信条及び信教に関する個人情報

b 社会的差別の原因となるおそれのある個人情報（病歴等の身体に関するもの及び犯罪歴等に関するもの）

(ウ) 個人情報を収集するときは、原則として本人から収集します。

(エ) 本人から直接書面（電磁的記録を含む。）に記録された本人の個人情報を収集するときは、原則として、あらかじめ、本人に対し、その収集目的を明示します。

###### ウ 利用及び提供の制限

個人情報を実施機関の内部において利用し、又は実施機関以外のものに提供するときは、原則として収集目的の範囲内に限ります。

###### エ 電子計算組織の結合（オンライン結合）による提供の禁止

オンライン結合（通信回線を用いた電子計算機その他の情報機器の結合により、実施機関の保有する個人情報を実施機関以外のものが随時入手し得る状態にする方法をいう。）によって、実施機関以外のものに対し個人情報を提供することは、原則として禁止しています。

###### オ 適正管理等

(ア) 個人情報取扱事務の目的を達成するために必要な範囲内で、個人情報を正確かつ最新の状態に保つよう努めるとともに、個人情報の漏えい、滅失、改ざん及びき損の防止等個人情報の適正な管理のために必要な措置を講ずるよう努めます。

- (イ) 保有する必要のなくなった個人情報、確実かつ速やかに廃棄又は消去をします。
- (ウ) 実施機関の職員等に対し、職務上知ることのできた個人情報をみだりに他人に知らせないこと等の義務を課しています。
- (エ) 個人情報取扱事務を委託するときは、委託業者の選定に当たり必要な調査を行うとともに、その契約において、受託者等が講ずべき安全確保の措置を明らかにするとともに、受託者等に対し、必要な措置を講ずるよう努めること等の義務を課しています。

## カ 開示請求

### (ア) 請求者

誰もが、実施機関が保有する自己の個人情報（公文書（実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画及び写真並びに電磁的記録であって、実施機関の職員が組織的に用いるものとして、実施機関が保有しているもの等）に記録されているものに限る。）の開示請求をすることができます。

### (イ) 開示・不開示の決定までの期間

個人情報の開示請求があった場合には、原則として請求日から15日以内に開示・不開示の決定を行います。ただし、やむを得ない理由があるときは、請求日から30日を限度として決定期間を延長できます。この場合において、延長期間内に決定が行われなときは、請求者は不開示決定があったものとみなし、不服申立て又は取消訴訟を提起することができます。

### (ウ) 不開示情報

条例第15条に定める次に掲げる不開示理由のいずれかに該当する情報については、開示をすることはできません。

- a 個人の評価等に著しい支障が生じる情報（第1号）
- b 開示請求者以外の個人の正当な利益を害すると認められる情報（第2号）
- c 法人等の事業活動に関する情報で、法人等の正当な利益を害するおそれのある情報（第3号）
- d 法令や条例等で公にすることができないとされている情報（第4号）
- e 人の生命等の保護、犯罪の予防等に支障を及ぼすおそれのある情報（第5号）
- f 審議、検討又は協議に関する情報で、意思決定の中立等が不当に損なわれるおそれのある情報（第6号）
- g 事務又は事業に関する情報で、事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれのある情報（第7号）

### (エ) 部分開示

個人情報の開示請求に対して、可能な限り開示をしようとする趣旨から、不開示理由に該当する情報が記録されている部分とそれ以外の部分とが、容易に、かつ、開示請求の趣旨を損なわない程度に分離できるときは、部分開示を行うこととしています。

### (オ) 手数料等

開示請求に係る公文書の写しを受けるものは、当該写しの作成及び送付に要する費用の負担が必要です。

## キ 訂正請求

誰でも、開示を受けた自己の個人情報の内容が事実でないと思料するときは、訂正（追加及び削除を含む。）の請求をすることができます。

## ク 利用停止請求

誰でも、開示を受けた自己の個人情報が、次に掲げる事項のいずれかに該当すると思料するときは、個人情報の利用の停止（利用の停止、消去、提供の停止）

を請求することができます。

(ア) 収集の制限（第6条）の規定に違反して収集されているとき。

(イ) 利用及び提供の制限（第10条）の規定に違反して利用又は提供されているとき。

(ウ) 電子計算組織の結合による提供の制限（第11条）の規定に違反して提供されているとき。

#### ケ 不服申立てがあった場合の手続

実施機関は、開示、訂正、又は利用停止請求に対する決定について、行政不服審査法の規定により不服申立てがあったときは、あらかじめ淡路市情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）に諮問し、その答申を尊重して不服申立てに対する決定を行います。

#### コ 職員等の罰則

職員、市の委託事業従事者が、電子処理した個人情報のデータベースを正当な理由がないのに提供した場合などについて罰則を科します。

### (3) 事業者が取り扱う個人情報の保護

#### ア 指導又は助言

市長は、事業者に対して個人情報の適正な取扱いを確保するために必要な措置を講ずるよう指導又は助言を行います。

#### イ 説明又は資料提出の要求

市長は、事業者が個人情報を不適正に取り扱っている疑いがあると認めるときは、説明又は資料の提出を求めることができます。

#### ウ 勧告

市長は、事業者が説明等の要求に正当な理由なく応じないとき、虚偽の説明等をしたとき、又は個人情報を著しく不適正に取り扱っていると認めるときは、必要な措置をとるべきことを勧告することができます。

#### エ 苦情相談の処理

市長は、事業者が行う個人情報の取扱いに関する苦情の相談があったときは、迅速かつ適切な処理に努めます。

#### オ 市の出資法人の講ずべき措置

市が出資している法人のうち市長が定めるものは、市の施策に留意しつつ、個人情報の保護のために必要な措置を講ずるよう努めます。

#### カ 国等との協力

市長は、事業者が行う個人情報の取扱いに関して個人の権利利益の保護を図るため必要があると認めるときは、国等に協力を求め、又は国等の協力の求めに応じます。

### (4) その他

市長は、毎年この条例の運用状況を公表します。

## 2 情報公開・個人情報保護審査会の概要

### (1) 審査会の組織、運営等

審査会は、条例によって、市長の附属機関として、平成17年4月1日に設置しましたが、平成24年4月1日から情報公開審査会と個人情報保護審査会を統合し、情報公開・個人情報保護審査会を設置しました。審査会の組織、運営等については、条例、淡路市情報公開・個人情報保護審査会規則（平成24年淡路市規則第6号）等に定めています。

### (2) 審査会の所掌事務

審査会は、次に掲げる事項を調査審議します。

ア 個人情報の収集の制限の例外に関すること（第6条第2項第2号又は第3項

第9号)。

- イ 個人情報の利用及び提供の制限の例外に関すること（第10条第6号）。
- ウ オンライン結合による個人情報の提供の制限の例外に関すること（第11条第2項）。
- エ 開示決定又は不開示決定（不開示決定があったものとみなす場合を含む。）に対する不服申立てに関すること（第19条第1項若しくは第2項、第20条第3項又は第21条第3項）。
- オ 訂正決定又は不訂正決定（不訂正決定があったものとみなす場合を含む。）に対する不服申立てに関すること（第29条第1項若しくは第2項、第30条第3項又は第31条第3項）。
- カ 利用停止決定又は利用不停止決定（利用不停止決定があったものとみなす場合を含む。）に対する不服申立てに関すること（第37条第1項若しくは第2項、第38条第3項又は第39条第3項）。
- キ 事業者に対する必要な措置をとるべきことの勧告に関すること（第55条）。
- ク 実施機関が取り扱う個人情報の保護に関する重要事項に関すること。

**(3) 審査会の委員**

審査会の組織は、学識経験を有する者のうちから、市長が委嘱した5人の委員で構成され、その任期は、3年です。

**(4) 審査会の調査権限**

審査会は、その権限に属する事務を行うため必要があるときは、不服申立人、実施機関の職員その他関係者に対し、出席を求めて意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができます。

## 第2 個人情報保護制度の運用状況

### 1 実施機関が取り扱う個人情報の保護

#### (1) 審査会への諮問状況

令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に行われた個人情報の収集、利用及び提供並びにオンライン結合による提供の制限の例外に係る審査会への諮問の状況は、表1のとおりです。

表1

番号	諮問内容	諮問年月日	答申年月日
諮問 第24号	淡路市津名港ターミナルにおける防犯カメラ設置に係る個人情報の収集の制限の例外について	令和3年 12月13日	令和4年 1月21日
諮問 第25号	ふるさと納税制度に係る電子計算組織の結合による個人情報の提供の制限の例外について	令和3年 12月13日	令和4年 1月21日

## (2) 年度別の請求状況

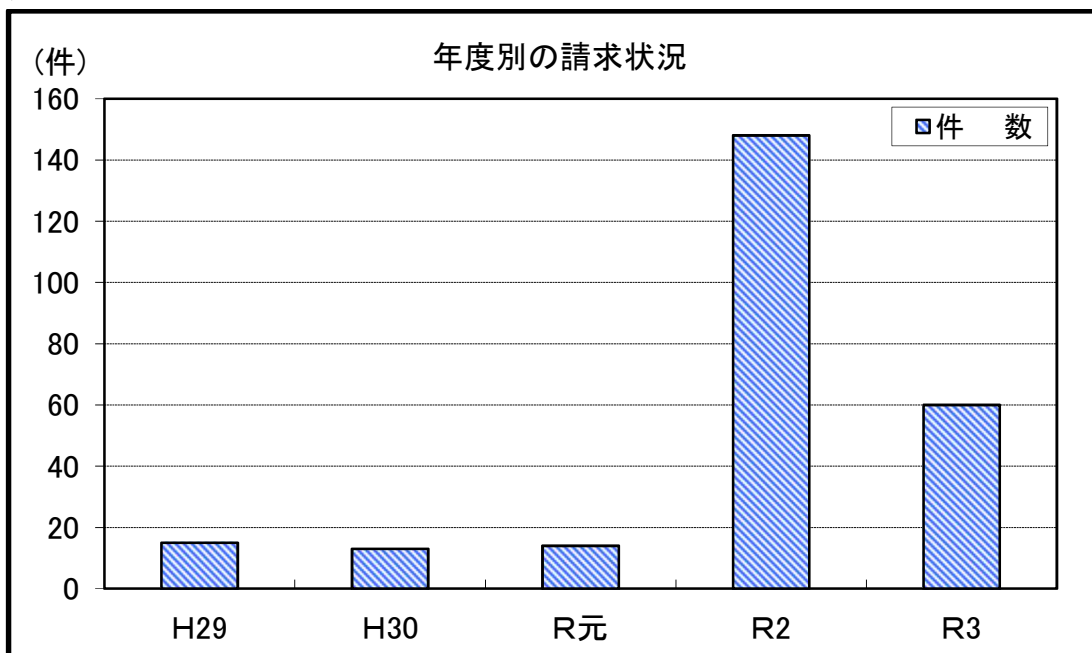
平成29年4月1日から令和4年3月31日までの間に行われた個人情報の開示請求に対する年度別の開示請求状況は、表2及び図1のとおりです。

表2

(件数)

年 度	H 2 9	H 3 0	R 元	R 2	R 3	累 計
件 数	1 5	1 3	1 4	1 4 8	6 0	2 5 0

図1



(3) 実施機関別の開示請求状況

個人情報の開示請求に対する実施機関別の年度別の開示請求状況は、表3のとおりです。

表3 (件数)

実施機関		年 度		R元	R2	R3	累計
		H29	H30				
市長	企画情報部	—	—	—	—	—	—
	総務部	—	—	3	138	53	194
	財務部	1	1				2
	危機管理部	—	—	—	—	1	1
	市民生活部	11	8	9	9	3	40
	健康福祉部	—	4	1	1	3	9
	産業振興部	—	—	—	—	—	—
	都市整備部	3	—	1	—	—	4
	会計課	—	—	—	—	—	—
	計	15	13	14	148	60	250
	教育委員会	—	—	—	—	—	—
	選挙管理委員会	—	—	—	—	—	—
	監査委員	—	—	—	—	—	—
	農業委員会	—	—	—	—	—	—
	固定資産評価審査委員会	—	—	—	—	—	—
	議会	—	—	—	—	—	—
	合計	15	13	14	148	60	250

(注) 市長部局の件数は、令和3年度現在の部局別で計上しています。

(4) 開示請求に対する処理状況

開示請求に対する年度別の処理状況は、表4のとおりです。

表4 (件数)

区分 年度	開示	部分開示	不開示 (注1)	取下げ	計
H29	10	4	1(1)	—	15
H30	8	4	1(1)	—	13
R元	5	7	2(1)	—	14
R2	142	3	2(2)	1	148
R3	55	3	1(1)	1	60
累計	220	21	7(6)	2	250

(注1) 「個人情報の不存在」の場合については、不開示として処理していることから、その件数を( )内書きにしています。以下同じです。

(5) 実施機関別の処理状況

令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に行われた個人情報の開示請求に対する実施機関別の処理状況は、表5のとおりです。

表5 (件数)

実施機関		区分	開示	部分開示	不開示	取下げ	計
市長	企画情報部		—	—	—	—	—
	総務部		51	1	—	1	53
	危機管理部		1	—	—	—	1
	市民生活部		2	1	—	—	3
	健康福祉部		1	1	1(1)	—	3
	産業振興部		—	—	—	—	—
	都市整備部		—	—	—	—	—
	会計課		—	—	—	—	—
	計		55	3	1(1)	1	60
	教育委員会		—	—	—	—	—
	選挙管理委員会		—	—	—	—	—
	監査委員		—	—	—	—	—
	農業委員会		—	—	—	—	—
	固定資産評価審査委員会		—	—	—	—	—
	議会		—	—	—	—	—
	合計		55	3	1(1)	1	60

(6) 開示請求に係る不服申立ての処理状況

年度別の不服申立ての状況及びその処理状況は、表6のとおりです。

決定に対する不服申立てについては、その不服申立てを却下するときを除き、あらかじめ審査会に諮問し、その答申を尊重して決定することになります。

表6 (件数)

年度	区分	不服申立て	取下げ	決定済			令和3年度末 審議中	
				却下	棄却	認容		
						全部		一部
H29		—	—	—	—	—	—	
H30		—	—	—	—	—	—	
R元		—	—	—	—	—	—	
R2		—	—	—	—	—	—	
R3		—	—	—	—	—	—	
累計		—	—	—	—	—	—	



(7) 訂正請求の状況

個人情報の訂正請求の年度別の状況は、表7のとおり実績はありません。

表7 (件数)

区分	年度	H29	H30	R元	R2	R3	累計
	人数	—	—	—	—	—	—
件数	—	—	—	—	—	—	

(8) 利用停止請求の状況

個人情報の利用停止請求の年度別の状況は、表8のとおり実績はありません。

表8 (件数)

区分	年度	H29	H30	R元	R2	R3	累計
	人数	—	—	—	—	—	—
件数	—	—	—	—	—	—	

(9) 訂正決定又は利用停止請求に対する不服申立ての状況

訂正決定又は利用停止請求に対する不服申立ての年度別の状況は、表9のとおり実績はありません。

表9 (件数)

区分 年度	不服 申立て	取下げ	決定済				令和3年 度末 審議中
			却下	棄却	認容		
					全部	一部	
H29	—	—	—	—	—	—	—
H30	—	—	—	—	—	—	—
R元	—	—	—	—	—	—	—
R2	—	—	—	—	—	—	—
R3	—	—	—	—	—	—	—
累計	—	—	—	—	—	—	—

(10) 苦情の申出の状況

年度別の苦情申出の件数は、表10のとおり実績はありません。

表10 (件数)

年度	H29	H30	R元	R2	R3	累計
件数	—	—	—	—	—	—

## 2 事業者が取り扱う個人情報の保護

### (1) 事業者に対する指導又は助言の状況

年度別の事業者に対する指導又は助言の件数は、表 1 1 のとおり実績はありません。

表 1 1 (件数)

年度	H 2 9	H 3 0	R 元	R 2	R 3	累計
件数	—	—	—	—	—	—

### (2) 説明又は資料提出の要求の状況

年度別の説明又は資料提出の要求の件数は、表 1 2 のとおり実績はありません。

表 1 2 (件数)

年度	H 2 9	H 3 0	R 元	R 2	R 3	累計
件数	—	—	—	—	—	—

### (3) 苦情相談の状況

年度別の苦情相談の件数は、表 1 3 のとおり実績はありません。

表 1 3 (件数)

年度	H 2 9	H 3 0	R 元	R 2	R 3	累計
件数	—	—	—	—	—	—

### (4) 勧告の状況

年度別の勧告の件数は、表 1 4 のとおり実績はありません。

表 1 4 (件数)

年度	H 2 9	H 3 0	R 元	R 2	R 3	累計
件数	—	—	—	—	—	—

### 3 審査会（個人情報保護）の開催状況

#### (1) 審査会の状況

年度別の開催状況は表15、審査会の処理状況は表16のとおりです。

表15 年度別の開催状況

区分 \ 年度	H29	H30	R元	R2	R3	累計
開催回数	3	3	2	4	1	13
諮問受付件数	3	8	3	4	2	20
答申件数	3	8	3	4	2	20

表16 審査会の処理状況（累計）

（件数）

諮問受付件数	諮問取下げ	実施機関の判断は妥当	不開示部分の一部を開示すべき	不開示部分の全部を開示すべき	不開示決定を取り消すべき	令和3年度末審議中
20	—	20	—	—	—	—

#### (2) 審査会（情報公開と個人情報保護）の編成

情報公開審査会及び個人情報保護審査会は、それぞれ別の附属機関として設置していましたが、情報公開制度と個人情報保護制度は密接に関係していることから、2つの審査会の審議内容の充実を図り、審査会としての機能強化、効率的かつ効果的な審査会の運営、組織の簡素化を図る観点から、2つの審査会を「淡路市情報公開・個人情報保護審査会」に統合し、平成24年4月1日に設置しました。